不動産広告実態調査への調査協力について

「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に基づく不動産広告実態調査が、来る２月２５日（月）に実施いたしますので、調査主旨のご理解・ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

本調査は、事前に収集した数多くの新聞折込広告、インターネット広告等の広告の中から、選別し調査をし、その結果、規約違反が判明した事業者については、（公社）近畿地区不動産公正取引協議会が所属団体と緊密な連携を取りつつ、違反の内容、程度によって注意・警告・違約金課徴などの措置を行うとともに、違反の再発防止のため研修会の受講を呼び掛け、不当表示の是正及び消費者の保護を図ります。

※調査の実施に当たり、当事者の協力が得られない為に調査が適切に行われない事例が時々見受けられますが、このような場合、（公社）近畿地区不動産公正取引協議会は調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力するよう警告することができ、この警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、違約金を課すことがあります。